



波紋

2013・9・25

はもん VOL. 6

障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会

新しい段階へ！～^{しょうがいしゃ}障害者の^{さべつ}差別を無くしていくための^{じょうれい}条例～

2013年9月5日、第13回【最終回】の障害のある人も無い人も共に生き生きと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議が平安ホテルで開かれ、京都府から「最終まとめ（案）」が提出されました。この最終まとめ（案）は、障害当事者団体、福祉団体、女性障害者代表、教育委員会や中小企業団体、労働組合の方など34名の検討委員が一堂に会し、1年半（約35時間）にわたって議論してきたものをまとめたものです。

会議に先立って検討委員に示された最終まとめ（案）は、以前の「中間まとめ」にはあった大事な部分が削除されていたり、検討委員が大筋合意してきた内容と違った部分もあったので、私たち（京都実行委員会にも属している検討委員）から意見書を出していました。最後の検討部会で話し合っ確認した課題についてお伝えします。

まず、検討委員の大半の方が合意した点についてですが、

- 1、^{しょうがい}障害を持つ^{じょせい}女性の方が^{かた}過重に^{かじゅう}負わされている^お差別、^{さべつ}および^{きんし}ハラスメントの^{かいしょう}禁止（^{かいしょう}解消？）について、^{じょうれい}条例の^{ぜんぶん}前文・^{きほんりねん}基本理念・^{じょうぶん}条文のいずれかに^{めいぶんか}明文化すること。
- 2、^{みんかんじぎょうしゃ}民間事業者についても、^{いってい}一定の^{きかん}期間において、^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮を^{ぎむか}義務化していくこと。
- 3、^{じっさい}実際の^{さべつじあん}差別事案の^{はっせいじ}発生時における^{そうだんきかん}相談機関、^{ちようせいきかん}調整機関、^{じょうれい}条例の^{じっこうせい}実効性を^{たんぽ}担保する^{たんぽ}ガイドラインを作成するにあたっての^あ機関を^{きかん}何らかの^{なん}形で^{かたち}設ける。相談員等の^{じんせん}人選についても^{しょうがい}障害^{とうじしゃ}当事者（^{いってい}一定の^{けんしゅう}研修も^{ふく}含め）、^{べんごし}弁護士などの^{せんもんか}専門家を含めた^あ機関にすること。

その他にも、大きな異論はなく出された意見は、

- 4、^{めいしょう}名称については、^{めいしょう}現在仮称として使われている名称ではなく、誰のための条例か、何のための条例かを基本として、「差別」「禁止」「解消」「誇り」「共生」などの言葉で明確化し、名は体を表すことを重視する。
- 5、^{ぼつそく}罰則については、^{ぼつそく}罰則と言う言葉を使うかどうかは別として、公的機関と民間事業者では扱いも異なるが、雇用や就労における悪質な扱い、虐待など障害者に対する悪質な差別について、事業所の名前を公表するなどの制裁は必要なこと。
- 6、^{さべつ}差別の^{ていぎ}定義については、障害者に対する不利益取り扱い、合理的配慮の欠如を含めるべきという意見と、合理的配慮と言うものがどんなものなのかが明確でない以上は、同列に扱うべ

きではないという意見。「差別解消法」や「虐待防止法」などのガイドラインが定まらない状況において、その中身によって別にするのではなく、両方とも差別であることを認識し、その中身を検証し、積み重ねていく方向ではどうか。

7、条例の前文や基本理念の文言は、条文化した内容との整合性が不可欠であること。

8、条例の中で言う障害者の定義については、障害者手帳を支給されていない人たちを含めて、難病指定から漏れている疾病、発達障害、性同一性障害、遺伝性疾患によるものなど、社会での生きづらさを重視し、制度の谷間を無くしていくための条例にしていく。

9、条例がどんなに立派なものでも、その実効性、具体的な推進方策が無ければ意味が無い。

10、最終まとめの中では、障害者の社会参加などへの推進方策について、就労支援・スポーツ・文化の振興と言うような狭いものではなく、地域での生活実態に見合ったものとして、「地域生活の充実」「地域格差の是正」「交通機関のバリアフリー化の充実」「インクルーシブ教育の充実」「情報の保障」なども加えるべきではないか。

13回にわたる検討会議においては実に範囲の広い内容が話されましたが、これと並行して、私たち「障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会」主催で「検討部会」を開催してきました。検討部会ではさらにハイレベルの議論が交わされ、毎回の検討会議には部会での議論が報告され、そこから議論が進められていきました。

今後の条例づくりは、検討会議からは離れ、京都府が「条例骨格案」を策定し、「パブリックコメント」を募集し、その結果において修正され、府議会に条例案が提出されることとなります。

この間、私たちがやれることは、パブリックコメントへの積極的な参加、京都府議会議員さんたちへの丁寧な説明などです。皆様のご協力もいただけますように、心からお願いいたします。

5月に出された「中間まとめ」（平成25年5月）には次の文言があります。

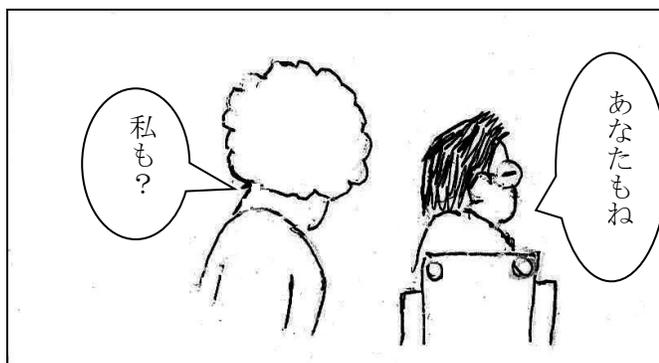
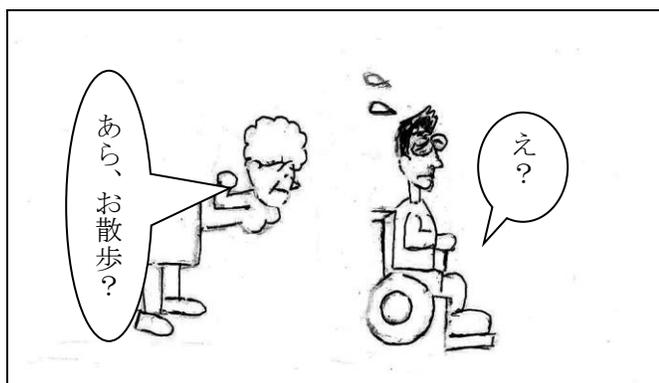
「昭和56年の国際障害者年を契機として、京都府では、これまで、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」を目指し、障害者施策が進められてきた。また、福祉マップづくり、ハンディキャブ（車いすごと乗車可能な自動車）によるドアツードアの移動支援、地下鉄駅へのエレベーター設置運動、路線バス乗降口のリフト化・ノンステップ化などについては、障害のある人とその支援者による京都での運動が全国をリードして進められ、今では街づくりにとって不可欠なバリアフリー思想となっている。」

こうして先駆的な歩みを進めてきた京都の街づくり思想の中で、障害者と社会の関係が世界的にも変化し、障害のとらえ方も「医学モデル」から「社会モデル」となり、地域での生活が急速に進み、今まで見えなかった差別がさまざまに浮き彫りになっている今日。

山田知事がおっしゃる《京都ならではの条例》が、より建設的なものになるように働きかけていきたいと思います。

★ なお、京都府のホームページには、検討会議に出されたすべての資料が公開されていますので、ぜひご覧ください。

大変だねえ～？



下林 慶史

条例づくり最新情報！ 長崎と沖縄から

各地で続々と進んでいる条例づくりの運動。いちばん最近成立したのが長崎県条例です。

差別解消法成立の少し前の5月、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（平成26年4月1日施行）が成立しました。

条例を読んでみると、「被爆地を有する県として…平和の実現のため」、「単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され」共に生きていけるようにという文言が印象的です。条例の中身は、谷間をつくらなく障害の定義>、間接差別も含めた差別の定義>など、国の差別禁止部会意見にかなり沿ったものになっていて、差別解消法よりも踏み込んでいる箇所があります。これは、差別解消法の附帯決議に書かれた「上乗せ、横出し」にあたり、京都の条例づくりにおいても励みになると思います。

長崎の条例は議員提案というかたちで議会に提出されたものですが、成立に至るまでには、議会に設置された「県議会条例制定検討協議会」を中心にした、障害者団体とともに原案づくりの協議、商工会議所などとの意見交換、パブリックコメント、タウンミーティングなど、さまざまな努力があったようです。

長崎に続いて、9月になって議会に提出されたのが沖縄県の条例。当事者団体らによる運動は数年前から続けられていましたが、ようやく陽の目を見ようとしています。特筆すべきは、パブリックコメント。パブコメ募集の前の案では消えていた「前文」「虐待の禁止」「何年後かの見直し」の規定が復活していたようです。京都ではこれからパブコメ募集なので、これも勇気づけられます。

沖縄の次は、いよいよ京都！ がんばっていきましょう。（事務局M）

【団体紹介】きょうされん京都支部

きょうされん京都支部（旧称：京都府障害者共同作業所連絡会）は、1978年に障害のある人びとの願いをもとに、6カ所の共同作業所によって結成されました。現在は107カ所の会員となり地域生活活動センターをはじめ通所型事業所やグループホーム、入所施設、相談支援センターなど大きくひろがっています。

当会は結成以来、会員間の交流、学習、要請運動などを通して、小規模作業所問題の解決をはじめ、障害のある人びとのゆたかな地域生活を支える制度づくり、地域づくりをめざして取り組んできています。

36年間続けている請願署名は毎年20万筆(全国で100万筆)を超え国会に届け、また、小規模共同作業所の改善、障害者福祉について京都駅前、高島屋前で1000日間連続して訴えてきたマラソンスピーチに取り組んできたほか、京都府、京都市に対し政策提言や関係団体と連携しながら要望活動をおこなってきました。

障害のある人びとの施策は、今までに経験したことのないような大きな変化の真っ只中にあり、関係者が声をあげていくことは、今まで以上に強く求められています。

障害のある人びとの安心で安全な地域生活の実現に向けて、引き続き取り組みを進めて参ります。

事務所(連絡先)

〒615-0851

京都市右京区西京極西池田町50

Tel:075-323-5321 Fax:075-315-7281

E-mail Kyoto@kyosaren.or.jp



■編集後記■

発行が遅れがちで、申し訳ありません。できる限り毎月発行をめざしつつ、時には隔月発行にもなるということで、どうかご了承下さい。

つい先日は、台風18号が私たちの暮らす京都を蹂躪していきました。遠方の方々からは、「大丈夫か？」とのメールを多数いただきました。全国の仲間たちとの結びつきには、いつも励まされます。

条例づくりもまた同様。長崎、沖縄始め、各地で仲間たちが同じように頑張っていることに心強さを感じます。京都の条例づくりもいよいよ終盤。パブリックコメントに、実行委のメンバーはもちろんのこと、実行委以外の人々にも呼びかけ、多くの声を京都府へ寄せていきましょう。

「はもん～波紋～」 Vol.6 2013・9・25

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

連絡先：601-8036 京都市南区東九条松田町28

メゾングラス京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418 Email jcil@cream.plala.or.jp

